

伊豆市監査委員 告示第 2 号

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づき財政支援団体等監査を実施したので、その結果を同条第 9 項の規定により次のとおり公表する。

平成 27 年 7 月 17 日

伊豆市監査委員 宮内 知秋

伊豆市監査委員 三田 忠男

記

1 監査の種類及び対象

(1) 財政援助団体の監査

所在地 伊豆市修善寺 838-1
名称 伊豆市観光協会修善寺支部
補助金の名称 伊豆市観光協会補助金
所管課名 観光課

(2) 指定管理者の監査

対象施設 修善寺総合会館
指定管理者 修善寺総合会館運営委員会
所管課名 観光課

2 監査の範囲

平成 26 年度に財政的援助を与えている団体並びに公の施設の指定管理者である団体の当該事業に係る収入支出その他の事務の執行状況

3 監査の期日

平成 27 年 6 月 25 日 (木)

4 監査の方法

提出された監査資料に基づき、関係者から説明を受けた後、事情聴取並びに関係書類の審査を行った。

5 監査の結果

今回監査を実施した範囲における出納及びその他の事務事業については、おおむね適

正に管理されているものと認められた。

当該監査結果における意見・要望は、次のとおりである。

伊豆市観光協会修善寺支部

・伊豆市の主要産業である観光業の中核を占めるのは修善寺温泉であり、その運営を担う伊豆市観光協会と修善寺支部の革新的な誘客活動を期待する。

- ① 世界ジオパーク加盟を見据えた観光客増加に伴う修善寺温泉への誘客策の策定
- ② 修善寺駅の新装を契機に、修善寺温泉と修善寺駅を一体とした景観・環境の整備と仕掛けづくり
- ③ 行政の持つ観光データや情報機器を活用した効果的でタイムリーな誘客策立案
- ④ 地域全体で地域の資源を活用し、観光客と共感し感動できるストーリーの創出
地元の盛り上がりと口コミで、わざわざ訪れる仕組みを作り上げることが重要であると思われる。

修善寺総合会館運営委員会

- ・一部の管理等について委託契約を行っているが、全て随意契約となっている。随意契約を否定する訳ではないが、各契約において随意契約とする理由を明確にされたい。
- ・施設の有効利用を図るため、会議室等の利用促進に努めるとともに、ホワイエの開放などにより市民の憩いの場、観光客の休憩の場としてのPRに努めていただきたい。

6 監査の概要

(1) 伊豆市観光協会修善寺支部

- ① 監査の種別 財政援助団体
- ② 補助金の名称及び金額

伊豆市観光協会補助金 50,476,000円（内修善寺支部受領額 14,012,000円）

③ 補助金の目的

市の交流人口の増大に努め、かつ観光振興に寄与することを目的とした事業を実施する伊豆市観光協会を支援するため、補助金として交付するもの。

④ 補助金の支払状況

支払状況	支払金額	支払先
平成26年5月15日	20,000,000	一般社団法人 伊豆市観光協会
平成26年8月20日	22,500,000	一般社団法人 伊豆市観光協会
平成26年11月20日	7,976,000	一般社団法人 伊豆市観光協会
合計	50,476,000	

⑤ 収支決算状況（平成 26 年度）

収入

項目		予算額	決算額	増減	摘要
1	会費	6,121,700	5,955,700	△166,000	会員会費
2	補助金	14,012,000	14,012,000	0	市補助金
3	市受託金	4,496,533	4,206,890	△289,643	回廊・駐車場
4	事務受託金	11,916,480	11,916,480	0	総合会館・管湯・ 駐車場管理
5	事業負担金	1,500,000	2,122,900	622,900	
6	事業外収入	21,670	140,149	118,479	
7	助成金	100,000	100,000	0	本部助成金
8	繰越金	6,561,617	6,561,617	0	
	合計	44,730,000	45,015,736	285,736	

支出

項目		予算額	決算額	増減	摘要
1	会議費	80,000	45,940	△34,060	
2	事務費	17,082,100	16,618,004	△464,096	人件費他
3	観光普及費	2,101,000	1,766,087	△334,913	
4	事業費	14,950,000	10,852,541	△4,097,459	
5	受託事業費	4,567,862	3,640,006	△927,856	回廊・駐車場管理
6	事業外費用	5,091,000	5,041,000	△50,000	本部賦課金
7	積立金	300,000	300,000	0	
8	予備費	558,038	0	△558,038	
	合計	44,730,000	38,263,578	△6,466,422	

(2) 修善寺総合会館運営委員会

(修善寺総合会館の指定管理者)

- ① 監査の種別 公の施設の指定管理
- ② 事業の名称 修善寺総合会館の管理運営事業
- ③ 指定期間 平成 18 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日
- ④ 指定管理料 23,506,279 円（平成 26 年度）
- ⑤ 指定管理料の支払状況

支払状況	支払金額	支払先
平成 26 年 4 月 24 日	7,900,000	修善寺総合会館運営委員会
平成 26 年 7 月 17 日	7,900,000	修善寺総合会館運営委員会

平成 26 年 10 月 16 日	7,850,000	修善寺総合会館運営委員会
平成 27 年 5 月 29 日	△143,721	指定管理料の残余分
合 計	23,506,279	

※指定管理料の残余分については、精算の上市へ返納するものとしている。

⑥ 収支決算状況（平成 26 年度）

収入

項目		予算額	決算額	増減	摘要
1	指定管理料	23,650,000	23,506,279	△143,721	市指定管理料
2	利息	0	1,691	1,691	預金利息
	合計	23,650,000	23,507,970	△142,030	

支出

項目		予算額	決算額	増減	摘要
1	一般管理費	16,485,831	16,367,254	△118,577	
2	管理委託料	7,164,169	7,140,716	△23,453	
3	合計	23,650,000	23,507,970	△142,030	